

島根県教育研究会会則

第1条 この会は、島根県教育研究会といい、事務局を会長所在の市郡におく。

第2条 この会は、島根県内国公立小学校・中学校、義務教育学校の教育職員をもって組織する。

第3条 この会は、会員の研修の充実を図り、島根県教育の振興発展に寄与することを目的とする。

第4条 この会は、前条の目的を達成するため下記の事業を行う。

- (1) 各市郡研究会及び専門部研究会の育成
- (2) 教育に関する研究調査
- (3) 教育図書等研究資料の提供
- (4) 研究成果の刊行物出版
- (5) その他必要な事業

第5条 この会に下記の役員をおく。

会長 1名 副会長 2名 理事 若干名 常任理事 若干名
監査員 2名 事務局長 1名 幹事 若干名

第6条 役員は下記の方法で選出する。

- (1) 会長、副会長、監査員は評議員会において選出する。
- (2) 理事は各市郡研究会及び各専門部研究会から各1名を選出する。
- (3) 常任理事は前項理事のうちから、市郡研究会代表5名（各教育事務所単位1名）及び専門部研究会代表3名を選出する。
- (4) 幹事及び事務局長は会長がこれを委嘱する。

第7条 役員の任務は下記のとおりとする。

- (1) 会長は会務を総理し、本会を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代理する。
- (3) 理事は会務の処理にあたる。
- (4) 常任理事は特に緊急な会務の処理にあたる。
- (5) 幹事及び事務局長は理事会・評議員会の委任事項を処理する。
- (6) 監査員は会計を監査する。

第8条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。

第9条 この会に評議員を置く。評議員は各市郡研究会において各1名選出する。

評議員は評議員会を組織し、下記の事項について審議する。

- (1) 本会の事業計画
- (2) 予算の議決及び決算の承認
- (3) 役員の選出
- (4) 会則の改廃
- (5) その他必要な事項

第10条 常任理事会・理事会・評議員会は会長がこれを招集する。

第11条 この会に顧問及び参与をおくことができる。顧問・参与は評議員会に図って会長が委嘱する。

第12条 この会に必要なに応じて専門委員会をおくことができる。専門委員会に関することは別に定める。

第13条 この会の事務処理のため、会長は評議員会に図って職員をおくことができる。

第14条 この会の経費は、会費及び補助金その他の収入をもってあてる。

第15条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第16条 この会に必要な細則は別にこれを定める。

付 則 この会則は昭和37年11月20日から会則の一部を改正する。

改正年月日 昭和43年5月3日 昭和48年5月17日 昭和52年5月31日
昭和56年5月19日 昭和57年1月22日 平成5年5月21日
平成30年5月25日 令和7年5月30日